

特設行政相談

生活の中の困りごとや、国など行政機関への意見や要望などに、行政相談委員が無料で応じます。

▼日時 12月18日(火)午前11時～午後2時

▼会場 1イオンモール佐野新都市1階セントラルコート

■問合せ 総務省栃木行政監視行政相談センター

☎028(634)4680

就職応援セミナーと巡回相談会

求職活動をしている方向けの①就職応援セミナーと、就労に関する②巡回相談会、シニア世代の社会参加活動に関する③ぷらっと巡回相談会を開催します。

※就職応援セミナー・巡回相談会は雇用保険受給中の就職活動の実績になります

▼開催日・会場 12月27日(木) 佐野市役所601会議室(6階)、

1月24日(木)栃木県庁足利庁舎403会議室

▼時間 ①午前10時30分～正午、②・③午後1時～4時

▼申込 実施日前日午後5時

までに、電話で各会場のある担当窓口へ

佐野市産業立市推進課

☎(20)30400

足利労政事務所

☎0284(41)1241

■問合せ 1

①・②はとちぎジョブモール

☎028(623)3226

③はとちぎ生涯現役シニア応援センター

☎028(622)3018

平成30年度環境美化活動功労団体表彰

市内で環境美化に取り組む次の団体を表彰しました。

・吉水町会仲江川地区

・日本ブラスタ一(株)

・大橋町三町会菊沢川環境美化ボランティア会

・緑化クラブばなばな

市民の皆さんも環境美化に取り組みよう、よろしくお願

いします。

■問合せ 環境政策課

☎(20)3013



道路・河川は公共の財産です 安全で快適な環境を実現するために皆様のご協力をお願いします！

●樹木は適正に管理

歩道や車道に張り出した樹木は、歩行者や自動車の通行の妨げになり危険です。また、枯れ木や弱った木が倒れて事故が発生した場合には所有者が責任を問われますので、適正な管理をお願いします。



歩道にせり出した支障木

●道路での禁止行為はやめましょう

道路に段差解消ステップや看板、のぼり旗などを設置することは違法であり認められませんので、不法占用物の所有者は、撤去をお願いします。

また、乗入口付近の縁石を勝手に撤去するなど、道路の構造や交通に支障を及ぼす行為は法律で禁止されています。乗入口の変更は一定の基準を満たしている場合にのみ認められますので、事前に道路管理者までご相談ください。※この場合の工事費は自己負担となります



違法に設置された段差解消ステップ

●不法投棄の防止

人目につかない河川や道路へのゴミの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は犯罪です。皆さんのモラル、監視の目で不法投棄を根絶しましょう。

■問合せ

市道について 道路河川課 ☎(20)3102

県道について 安足土木事務所保全第二部 ☎(24)3111



労働110番を開設

解雇や倒産、賃金未払い、パワハラなど、労働の悩みをご相談ください。秘密は厳守します。

※相談無料、匿名可

▼日時 12月1日(土)・2日(日) 午前9時〜午後5時

▼会場 勤労者会館

■問合せ 佐野地区労働(2) 2633

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう

単独処理浄化槽は、家庭排水のうち、トイレの污水だけを処理するもので、台所やお風呂の生活雑排水はそのまま川に放流されてしまい、水質の悪化につながります。市では、単独処理浄化槽から、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽への転換を促進しています。転換の際は、市の補助金制度をご活用ください。

【浄化槽設置の補助金制度】

対象区域内で専用住宅に環境配慮型合併処理浄化槽を設置する方に対し、予算の範囲

内で交付します。

●対象区域

下水道事業計画区域および農業集落排水処理対象区域を除く市の区域

●補助額

単独処理浄化槽からの転換の場合、5人槽は33万2千円、7人槽は41万4千円、10人槽は54万8千円

※単独処理浄化槽の撤去を行う場合は撤去費用(上限9万円)が上乗せされます

※新築の場合は補助額が異なります(約3分の2に減額)

※工事着手後の申請は不可

工事の勧誘には決してその場で契約せず、家族に相談したり複数の工事業者から見積りを取って比較するなど、慎重な対応をお願いします。

■問合せ 環境政策課

(20) 3013

シルバー人材センターの刃物とき

▼日時 12月12日(水)午前9時〜午後4時

▼会場 大橋シルバーワークプラザ

※料金などは直接お問い合わせ

せくください。田沼、葛生の連絡所でも随時開催中です

■問合せ 同センター

(23) 7765

野外焼却(野焼き)はやめましょう

毎年、野焼きが原因となる苦情が多数寄せられます。ごみの種類にかかわらず、野外でごみを焼却することは原則として禁止されています。清掃センターへの搬入や業者に処理を依頼するなど、適切に処分しましょう。

法律に違反して野焼きをした場合は懲役や罰金などに処せられる場合があります。また、農業行為などの例外についても、周辺の生活環境へ影響が認められるときは中止していただく場合があります。

野焼き行為は、発生する煙による悪臭・健康被害や火災の原因につながります。法律違反となる野焼きは絶対にやめましょう。

■問合せ 環境政策課

(20) 3013

「徘徊高齢者等見守りシール」の配布

介護者等の連絡先などの情報をあらかじめ登録するQRコードシールです。衣服や持ち物などに貼りつけて着用することで、保護された際に素早く身元や連絡先を確認することが出来ます。

保護した方は、携帯電話などでシールを読み取り、表示されたコールセンターの電話番号へ連絡することで、介護者等へ繋ぐ役割をします。シールに徘徊高齢者等の個人情報記載されません

※事前に介護者等の登録が必要となります

▼利用者 市内に住所がある在宅の方で、要支援、要介護等の介護認定を受けており、かつ徘徊行動の可能性がある方

▼申請者 徘徊高齢者等を介護する家族等

▼費用 無料

■問合せ いいきいき高齢課

(20) 3021



知ってあんしん!備えてあしん!
自分と家族のための終活

あんしん相続無料セミナー

一般社団法人 相続相談あんしんプラザ
行政書士 細見 愛子

日時 12月19日(水)午後1時半より

場所 佐野市役所1階 市民活動スペース

申込み 一般社団法人 相続相談あんしんプラザ

問合せ ☎0285-38-9550 小山市東城南5丁目1番地7

相続

遺言

贈与

いこい憩の場

就労支援B型事業所
利用者募集



障害者手帳をお持ちの方
《活動内容》
・皆で昼食づくり・軽作業
・野菜の栽培収穫

新規オープン

明るく綺麗なカフェスペースもあります。

佐野市富岡町121-4 0283-55-7810

